

会社の勤務指定のここはおかしいぞ！ シリーズ③

年休失効はあい得ない！③ 特休・公休なら良いの？

年休を申し込んだ日（時季指定日）が特休または公休になる場合があります。スケジュールを計画していた人は「あ～、良かった」と思う人がいるかも知れません。2月7日開催した「休日指定予定日公表の廃止」に関する業務委員会の席上、会社は「休みになるのなら年休でなくても問題無いではないか」と見解を示しました。

しかし皆さん、年休を申し込んだ日が、もし全て特休・公休に充てられたら、どうでしょうか？ 年休は1日も取れません。2年続けば、20日も年休を失効してしまいます。十分な要員が確保されている職場では、「特休・公休の方が良い」という意見があっても当然ですが、要員がいない職場では「いつ年休を入れてくれるんだ。このままでは流れてしまう」と思う社員が圧倒的です。年休はおろか、忌引すらもらえず家族の葬儀にも出席できなかつた社員が現実にいるのです。

皆さん、年休を申し込んだ日が特休・公休になったら、会社に「なぜ年休にならないのか」と聞いてみたらどうでしょうか？ これは、勤務作成者を責めるものではなく、理由を明らかにするためです。会社は、年休にすべきところを特休・公休にすれば、会社は十分な要員を確保しなくても済みます。ちなみに、全社員が年休1日失効すると、会社は約3億円の人件費削減になります（本紙No.2213参照）。

おさらい

時季指定日は特休または公休……………×

時季指定日は年休……………○